

施運第 827 号
平成27年 1月29日

関係団体の長様

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

指定居宅サービス事業所等の移転の際における取扱いについて

日頃から本道の保健福祉行政の推進に格別の御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき指定された居宅サービス事業所（介護予防サービス事業所含む。）、居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設（以下「事業所等」という。）が、所在地を変更（移転）する場合には、法第75条ほか関係規定に基づき、10日以内に指定を受けた知事又は指定都市又は中核市の市長（以下「市長」という。）あてに変更届を提出しなければならないとされているところです。（介護老人保健施設は変更許可。）

平成24年4月、指定都市及び中核市への権限移譲により、札幌・旭川・函館市に事業所等の指定等の権限が移譲されたところであり、本来、これらの3市と北海道が所管する区域間で事業所等を移転する場合、指定権者が異なることから、移転先の区域を所管する市長（知事）に新たに指定申請を行う必要が生じます。

しかしながら、これまで道内においては、当面の扱いとして、従来同様に変更届で処理を行うこととしていたことなどから、今般、これを見直し、統一的な取扱いについて改めて整理することといたしました。

つきましては、今後、このような移転の事例が生じた場合には、事業者がまず移転先の区域を所管する市長に移転の可否、手続きの確認などを行ったうえで、移転前の事業所所在地を所管する総合振興局（振興局）へ廃止届を提出し、移転先の区域を所管する市長あて新規指定申請を行い事業所指定を受ける取扱い（この逆の場合も同じ）とすることとし、その旨別添（写）のとおり道所管事業者及び政令市・中核市担当課長あて通知しましたので、お知らせします。

事業指定グループ
担当：中瀬
電話：011-204-5935
ファクシミリ：011-232-1097

施運第 827 号
平成27年 1月29日

各指定居宅（介護予防）サービス事業所
各指定居宅介護支援事業所
各指定介護老人福祉施設
各介護老人保健施設

開設者様

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

指定居宅サービス事業所等の移転の際ににおける取扱いについて

このことについて、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき指定された居宅サービス事業所（介護予防サービス事業所含む。）、居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設（以下「事業所等」という。）が、所在地を変更（移転）する場合には、法第75条ほか関係規定に基づき、10日以内に指定を受けた知事あてに変更届を提出しなければならないとされているところです（介護老人保健施設については、変更許可。）。

平成24年4月、指定都市及び中核市への権限移譲により、札幌・旭川・函館市に事業所等の指定等の権限が移譲されたところであります、本来、これらの3市と北海道が所管する区域間で事業所等を移転する場合、指定権者が異なることから、移転先の区域を所管する市長（札幌市・旭川市または函館市長。以下「市長」という。）あるいは知事に新たに指定申請を行う必要が生じます。

しかしながら、これまで道内においては、当面の扱いとして、従来同様に変更届で処理を行うこととしていたことなどから、今般、これを見直し、統一的な取扱いについて改めて整理することといたしました。

つきましては、今後、このような移転の事例が生じた場合には、移転先の区域を所管する市長へ移転の可否について確認を行っていただきたいうえで、移転前の事業所等所在地を所管する総合振興局（振興局）に対し廃止届を提出し、移転先の区域を所管する市長あて新規指定申請を行い当該市長より指定を受けて、サービスの提供を行うようお願いします。（この逆の場合も同様の取扱いとします。）

記

1 適用日

平成27年4月1日

（但し、平成27年4月1日以降に事業所等を移転する場合であっても、同年3月31日以前に事前協議等が必要ですので、留意願います。（2 留意事項等（1）のとおり）

2 留意事項等

（1）事前協議等について

事業所等移転の事例が発生する場合には、事前に（概ね2ヶ月以上前までに）現在の事業所等所在地の総合振興局（振興局）及び移転先の地域を所管する市役所担当課へ協議ください。

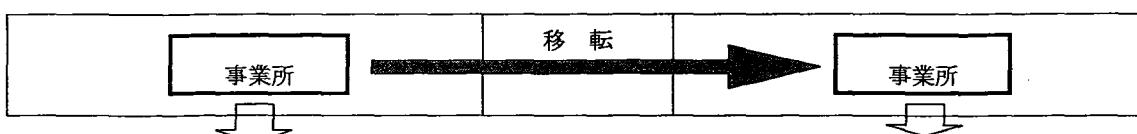
また、移転の1ヶ月前までには、現在の事業所等所在地の総合振興局（振興局）へ、法に基づく廃止届を提出してください。

なお、移転先でのサービスについては、移転先の市の基準に基づき審査を受け、指定されなければ提供することができません。特に、施設整備に係るものなどは、必ず、図面を確定させる前に、十分な余裕をもってご相談ください。介護老人福祉施設、介護老人保健施設は、市町村毎に必要なサービス量を見込み、圏域毎に必要入所定員総数が定められていますので、上記によらず構想段階でも移転先の市に手続きをご確認ください。

【参考例】 北斗市内に所在する事業所等が、函館市内に移転する場合。

<北斗市内>

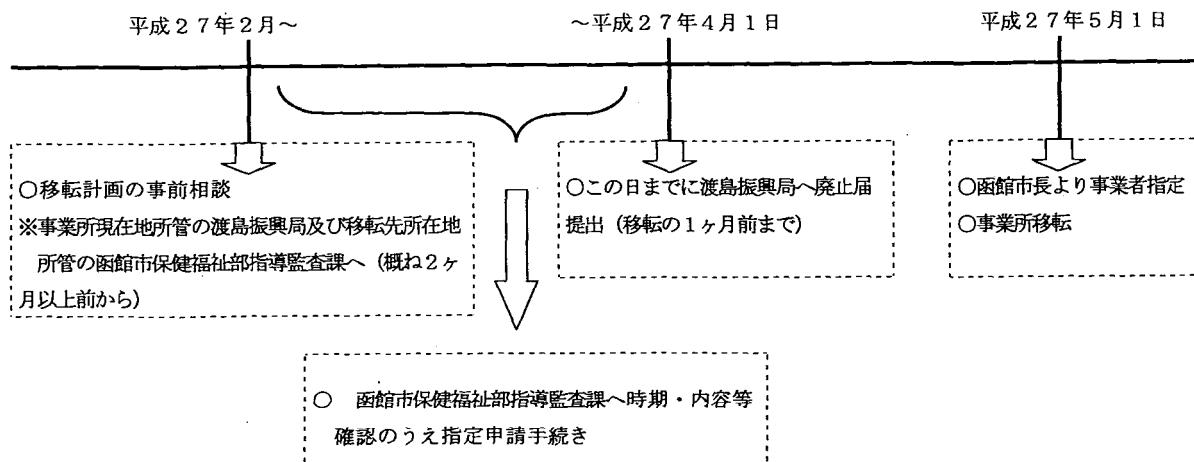
<函館市内>



- ・北海道知事（渡島振興局）あて事前協議（概ね2ヶ月前）
- ・移転の1ヶ月前までに廃止届を提出。

- ・函館市へ事前協議。（道の協議と並行して行う）
- ・協議のうえ函館市長あて指定申請所提出。

<平成27年5月1日に事業所を北斗市内から函館市内へ移転する場合の手続スケジュールの例>



※ 上記のスケジュールはあくまで一例です。実際の移転にあたっては、現在の事業所等所在地及び移転先の地域を所管する総合振興局（振興局）及び市役所担当課と協議願います。

(2) 札幌市・旭川市における手数料の徴収について

札幌市は平成25年4月から、旭川市は平成26年7月から、事業所等の新規指定・更新に対し手数料の徴収を行っています。

この2市に移転する場合には、手数料が発生しますので、ご了知願います。

(参考) 札幌市・旭川市事業所等手数料の概要

	札幌市	旭川市
居宅サービス事業所		
(新規)	20,000円（通所系25,000円）	20,000円（通所系25,000円）
(更新)	10,000円	10,000円
介護老人福祉施設		
(新規)	45,000円	45,000円
(更新)	25,000円	25,000円
介護老人保健施設		
(新規)	63,000円	69,300円
(更新)	25,000円	25,000円
(変更)	33,000円	37,200円

※ 介護老人保健施設は、従来から、移転により敷地・構造概要に変更がある場合は、届出ではなく変更許可事項ですが、政令市・中核市が絡む移転の際は、廃止・新規申請の手続きとなります。

事業指定グループ 担当：中瀬 電話：011-204-5935 フax: 011-232-1097

施運第 827 号
平成27年 1月29日

札幌市保健福祉局高齢者保健福祉部介護保険課長
函館市保健福祉部指導監査課長 様
旭川市福祉保険部指導監査課長

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

指定居宅サービス事業所等の移転の際ににおける取扱いについて

このことについて、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき指定された居宅サービス事業所（介護予防サービス事業所含む。）、居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設（以下「事業所等」という。）が、所在地を変更（移転）する場合には、法第75条ほか関係規定に基づき、10日以内に指定を受けた知事又は指定都市又は中核市の市長あてに変更届を提出しなければならないとされているところです（介護老人保健施設は、変更許可。）。

平成24年4月、指定都市及び中核市への権限移譲により、札幌・旭川・函館市に事業所等の指定等の権限が移譲されたところであり、本来、これらの3市と北海道が所管する区域間で事業所等を移転する場合、指定権者が異なることから、移転先の区域を所管する市長（札幌市・旭川市または函館市長。以下「市長」という。）に新たに指定申請を行う必要が生じます。

しかしながら、これまで道内においては、当面の扱いとして、従来同様に変更届で処理を行うこととしていたことなどから、今般、これを見直し、統一的な取扱いについて改めて整理することといたしました。

つきましては、今後、このような移転の事例が生じた場合には、事業者に、まず移転先の区域を所管する市の担当部局へ移転の可否、手続きの時期など確認を行っていただきたいうえで、移転前の事業所等所在地を所管する総合振興局（振興局）に対し廃止届を提出し、当該市長あて新規指定申請を行い事業所等の指定を受ける取扱い（この逆の場合も同じ）といたしたく、ご了知いただたくようよろしくお願ひします。

つきましては、市内各事業者あて周知願いますとともに、事業者より相談があった場合には、本通知を踏まえて対応くださいますようお願ひいたします。

記

1 適用日

平成27年4月1日

（但し、平成27年4月1日以降に事業所等を移転する場合であっても、同年3月31日以前に事前協議等が必要となるので、留意願います。（2 留意事項等（1）のとおり）

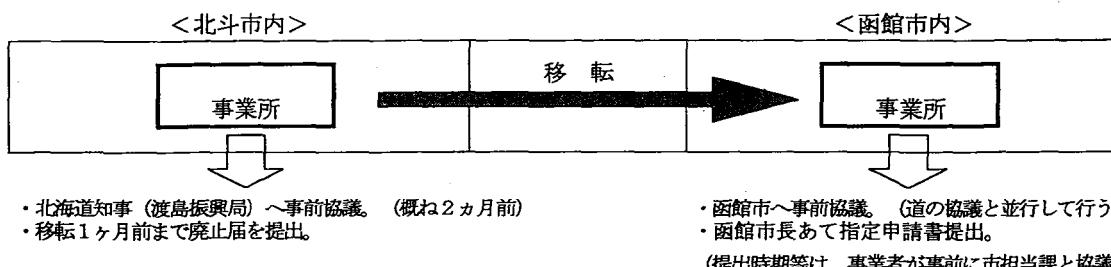
2 留意事項等

（1）事業者の事前協議等について

事業所等移転の事例が発生する場合には、事業者に対し、移転先のサービス提供については移転先所管の知事（市長）の指定を受ける必要がある旨周知徹底し、事前に（概ね2ヶ月以上、あるいはそれ以上前までに）現在の事業所等所在地及び移転先の地域を所管する総合振興局（振興局）及び市役所担当課への協議を求める。また、移転の1ヶ月前までには、法に基づく廃止届を提出させること。

【参考例】

北斗市内に所在する事業所等が、函館市内に移転する場合。



※ なお、介護老人保健施設は、従来から、移転により敷地・構造概要に変更がある場合は、届出ではなく変更許可事項ですが、政令・中核市が絡む移転の際は、廃止・新規申請の手続きとなります。

(2) 札幌市・旭川市における手数料の徴収に関する周知について

札幌市・旭川市においては、現在、事業所等の新規指定・更新に対し手数料の徴収を行っており、北海道と取扱いが異なっていることから、この2市に移転する相談を受けた場合には、事業者のご理解をいただけるよう、道の窓口においても手数料に関する周知に努めることとします。

3 各総合振興局（振興局）保健環境部あて通知文（写）

別紙のとおり

4 道所管事業者あて通知文（写）

別紙のとおり

事業指定グループ

担当：中瀬

電話：011-204-5935

ファクシミリ：011-232-1097

E-mail：nakase.kumiko@pref.hokkaido.lg.jp